

|| 基本目標4 「包括的」な相談・支援体制づくり

基本施策1 総合相談体制の確立

【今後の方向性】

高齢者、障害者、子どもなどが、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用などに対して、分野を問わず包括的に相談・支援するため、地域と専門職の支援ネットワークを活用し、横断的な相談支援を受けられるよう充実を図ります。

また、公的な福祉サービスの対象とならない「制度の狭間」にある問題、複合的な課題など各分野が連携し、総合的に対応できる相談体制の構築に努めます。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">○市民は、身近な相談窓口を利用し、問題の早期解決に努めます。○近隣の人との日常的な付き合いを通じて、支援が必要と感じた人を発見した場合は、民生委員・児童委員や専門の相談窓口につなぎます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○医療、保健・福祉、法律に携わる事業者は、個別ケースに対応した調整・連携に取り組みます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">①身近に相談できる仕組みづくり・・・P 69②関係機関・地域資源とのネットワークづくり・・・P 69③権利擁護事業の推進・・・P 69
行政	<ul style="list-style-type: none">①分野を超えた包括的な相談体制<ul style="list-style-type: none">・関係機関や団体、ボランティアなどと連携した地域全体で相互に支え合う包括的な支援体制を整備し、地域主体の生活支援サービスを推進します。②適切に繋ぐ関係機関との連携<ul style="list-style-type: none">・医療と介護の連携を図るとともに、地域にかかわる多職種とのネットワーク強化をさらに進めるとともに、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。③権利擁護支援体制の整備<ul style="list-style-type: none">・権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談体制の整備等総合的な権利擁護に係る地域連携ネットワークを構築するため、中核機関のあり方と権利擁護センター設置に関する検討を行います。④総合相談窓口の強化

	・「8050 問題」や「ダブルケア」など複雑多様化する福祉課題に対する総合的な情報提供や支援の円滑な推進を図ります。
--	--

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総合相談窓口対応件数 (延べ)	180 (H30)	180	180	180	190	190

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
総合相談事業	地域と専門職の支援ネットワークを活用し、地域包括支援センターをはじめ、ブランチや加東市民病院相談窓口を活用し、相談体制を強化する。また、福祉の総合相談窓口を設置し、複雑多様化する福祉ニーズに対する総合的な情報提供や支援の円滑な推進を図る。	高齢介護課
生活困窮者自立相談支援事業支援会議	生活困窮者の状態に応じて相談を受け、支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者が早期に困窮状態から脱却できるよう支援する。	社会福祉課
権利擁護事業	高齢者等の虐待の防止、早期発見及び早期介入等、成年後見制度の利用促進及び高齢者等の権利を擁護する。	高齢介護課 社会福祉課

基本施策2 情報提供の強化

【今後の方向性】

誰もが安心してサービスが利用できるよう、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくりなどに関する情報の提供体制の充実を推進します。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	○福祉の総合相談窓口を利用し、各種相談窓口や制度について情報を集めます。
事業者	○事業活動の中で、多様な媒体を活用し、様々な情報を市民に発信します。
社会福祉協議会	①多様な情報提供（必要な人に必要な情報が届く仕組みづくり） ・・・ P 72
行政	①各種制度等の普及・啓発 ・ 福祉の総合相談窓口の情報や、福祉に関する各種制度等を広報、パンフレット、ホームページ等の多様な媒体を活用して、わかりやすく情報提供を行います。

【目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市ホームページ閲覧件数（件）	664,641 (H30)	665,000	665,500	666,000	666,500	667,000

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
子育てハンドブック作成事業	子育てに関する相談機関、児童館や子育てサークルの紹介、子育てに関する支援制度などの子育てに関する情報をまとめた冊子を配布する。	福祉総務課
利用者支援事業（児童館等）	社児童館「やしろこどものいえ」と東条鯉こいランドにおいて、子育て相談等に加え、地域の子育て支援事業の利用に関する情報提供や支援制度を紹介する。	こども教育課



地域福祉を推進するための取組 (社会福祉協議会)

||基本目標 1 交流・助け合い「安心できる」居場所づくり

基本施策 1 地域福祉活動の推進

①小地域福祉活動の強化

- 市内全地区での実施を目指し、未実施地区への働きかけと活動立上げと一緒に考え支援します。
- 各地区・自治会で住民が見守りや暮らしの中で気づいたことを共有し、話し合う場をつくります【(仮称) 地域見守り会議】。
- 近所づきあいの中でできる支え合いにより、誰もが自分の役割を見つけられる機会を増やしていきます。
- 活動リーダーの人材育成や、各地区の情報交換を目的とした連絡会を定期的に開催します。
- 各地区・自治会の取組みについて、研修会などで実践報告の機会をつくり普及啓発に努めます。

②生活支援体制整備事業の推進

- 各地域（旧町エリア）に第2層生活支援コーディネーターを配置し、地域担当職員と共に小地域福祉活動と連動した事業を推進します。
- 各地区・自治会や各地域で取り組まれている小地域福祉活動（サロン活動、ふれあい交流など）を通して、地域ニーズと社会資源の把握を行います。
- 団体、ボランティア、NPO、学校・子ども園、事業所などあらゆる主体が地域とつながり、地域づくりに参画するネットワークづくりを進めます。
- 各地域または各小学校区内において、共通する生活課題の解決に向けて話し合いの場づくりを進めます。

【年次計画】 基本施策 1—①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
未実施地区活動立上げ支援	◎	●	●	●	●
(仮称)地域見守り会議の推進	□○	◎	●	●	●
連絡会の定期開催	○	◎	●	●	●
研修など活動の普及啓発	◎	●	●	●	●

【年次計画】 基本施策 1—②

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
地域ニーズ・社会資源の把握	◎	●	●	●	●
地域のネットワークづくり	◎	●	●	●	●
話し合いの場づくり	◎	●	●	●	●

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム 話し合いの場をつくりましょう ~ (仮称) 地域見守り会議~

各地区・自治会で取り組まれている小地域福祉活動の目的は、お互いに支え合う地域づくりを目指しています。子どもや気になる世帯の見守りは民生委員・児童委員さんを中心に行われています。それ以外にも、ご近所づきあいの中で自然に行われている支え合いがたくさんあります。

しかし、中には個人の善意だけでは解決できないこともあります。そういった地域の中の困りごとや気になる人・世帯のこと、また、災害時等に備えた対応など地区的住民みなさんに共通することを話し合う場をつくりましょう。新たに会議を立上げなくても、既存の地区役員会の中で時間を設けたり、サロンの終了後にボランティアスタッフが集まるなど、方法は工夫次第です。地区の中のこととは、そこで暮らすみんなが一番よくご存じです。福祉活動で大切なことは、まずは情報を共有し、地区としてどう行動するかをみんなで考えることです。それらを積み上げていくことで、地域の支え合いの力は高められていきます。



地域ニーズからできた移動販売
(滝野地域)



小地域福祉活動研修会

基本施策2 身近に集える居場所づくり

①サロン活動の推進

- 小地域福祉活動における「ふれあいいきいきサロン」や「ふれあい喫茶」の活動を推進し、未実施地区への働きかけと活動立上げを支援します。
- サロン活動を通して、仲間づくりや生きがいづくりを応援すると共に、閉じこもり予防や見守り活動を推進します。
- 子育て中の親子や障害のある人、また多世代交流など、いろんな人が集える居場所を推進します。

②セルフヘルプグループ（当事者組織）の活動支援

- 障害者、介護者、難病の人、ひとり親世帯、依存症の人、独居高齢者など、同じような境遇や生活課題を抱える人たちがつながるきっかけづくりをします。
- セルフヘルプグループの活動支援や情報提供などを行い、当事者がお互いに支え合う相互扶助の関係づくりを推進します。
- セルフヘルプグループの活動支援を通じ、潜在化している課題についてニーズ把握を行います。
- セルフヘルプグループと地域の交流を促進し、当事者も地域の一員であり主体者としてやりがいを持ち活躍できるよう支援します。

③さまざまな交流拠点の確保

- コミュニティカフェやセルフヘルプグループなどの活動場所として、福祉センターなどの公共施設、社会福祉法人（こども園、高齢者施設等）の施設が有効活用できるよう、情報提供やマッチングを行います。

【年次計画】 基本施策2-①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
閉じこもり予防・見守り活動の推進	◎	━	━	━	━
いろんな人が集える居場所の推進	◎	━	━	━	━

【年次計画】 基本施策 2-②

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
当事者・セルフヘルプグループのニーズ把握	◎	●	●	●	●
活動支援と情報提供	◎	●	●	●	●
地域との交流促進	◎	●	●	●	●

【進捗管理表】 基本施策 2-③

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
情報提供とマッチング	◎	●	●	●	●

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム みんながつながる地域の居場所 ~とどろきカフェ~

とどろきカフェは、東条地域まちづくり協議会「とどろきカフェ」実行委員会の主催で、毎月（6, 10月は除く）第1・3土曜日の月2回、東条福祉センター「とどろき荘」で開催されています。

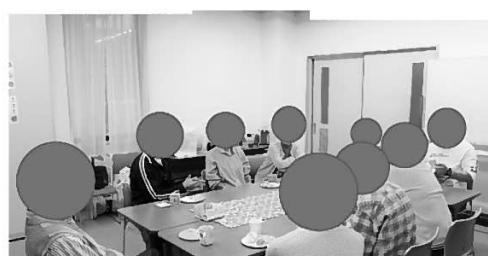
とどろき荘の自慢の源泉を使ったゆで卵を提供するなど、地域の特色を活かしたカフェです。とどろき荘の送迎バスを利用し、高齢で移動手段の無い方にも配慮されています。男性参加者が多いのも特徴で、毎回100名以上の参加があります。参加者は、おしゃべりや催し物を楽しみに「元気やった？」との声かけや、いつも来られている方の顔が見えないときには気にかけられるなど、地域のつながりが感じられるあったかい場所となっています。



とどろきカフェ（東条地域）



地区のふれあいサロン



福祉センターでの精神保健サロン

基本施策3　日頃から災害に備えた安全・安心な地域づくり

①地域防災活動の支援

- 平時から市の関係課と連携を図り、地域へ出向き支援の必要な人を含めた地域防災活動を進めます。
- かとう福祉まつりなど社協のあらゆる事業や機会を活用し、住民の防災意識を高めます。

②災害ボランティアセンター運営の体制整備

- 災害ボランティアセンター運営マニュアルを整備し、災害時に対応できる職員の育成と体制整備に取り組みます。
- 災害時にボランティアをスムーズに派遣できるよう、平時よりボランティアセンター登録者への呼びかけや、新たなボランティアを募るため養成講座や対応訓練などを実施します。

【年次計画】 基本施策3-①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市関係課との連携	○	■	■	■	■
住民への防災意識啓発	○	■	■	■	■

【年次計画】 基本施策3-②

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
職員育成と体制整備	○	■	■	■	■
災害ボランティアの確保 (募集、養成講座等の実施)	○	■	■	■	■

○…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム みんなで楽しく災害ウォークラリー～地区で取組む災害対策～

福吉地区で、小地域福祉活動の一環として全戸に配布しているハザードマップを使い、災害ウォークラリーを行いました。地区の公民館から実際の避難所までグループに分かれて歩いてみました。各チェックポイントにはクイズがあり身体と頭の両方を使いながら、コミュニケーションと健康増進を兼ねて楽しく避難経路を確認することができました。

地区という小規模単位で行うことで、より地域の実情にあった訓練になりました。「体の不自由な人は移動が大変やな」「この溝、水が増水したら危ないで」など、紙面の情報だけでは分からぬ危険な場所の確認や、災害の状況に応じた避難経路の確認ができ、住民のみなさんの防災意識を高めることができました。



災害ウォークラリー（福吉地区）

写真（未）

福祉と災害モデル事業～避難訓練～
(河高地区)



被災地での災害ボランティア
(熊本)



かとう福祉まつり
～東北・熊本物産展～

|| 基本目標2　日々の暮らしを「支える」生活環境づくり

基本施策1　支援体制の充実

①生活困窮者の自立生活支援

- 相談支援において専任の相談員を配置し、相談者に寄り添い継続的な支援体制づくりに努めます。
- 社協が実施する各事業（地域福祉事業、介護保険事業、とどろき荘運営）を通じ、生活のしづらさを抱えている人を把握し支援につなぐ組織内連携を一層充実させます。
- 自立生活に向け本人の意向を尊重しその人にあった支援を、市や関係機関と連携して行います。
- フードドライブなどを通して住民の理解促進を図ると共に、生活困窮や社会的孤立への対応を積極的に行います。

②地域で孤立する人への支援

- あらゆる機会を通じ地域で孤立する人・世帯の把握に努めると共に、地域から気になる人の情報が発信される仕組みをつくります。
- 支援が必要な人に気づき、声かけや見守る人が増えるよう小地域福祉活動の推進と合わせて啓発します。
- 引きこもりや、発達障害、精神障害などに対する正しい理解を促進するため勉強会の開催や、当事者・経験者から話を聞く機会をつくります。
- セルフヘルプグループや当事者を支援する団体と協働し、本人や家族が安心して参加できる居場所や関係づくりを進めます。

【年次計画】 基本施策1-①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
専任相談員の配置（増員）	□○	◎	—————→		
組織内連携の充実	◎	—————→			
市・関係機関との連携	◎	—————→			

【年次計画】 基本施策 1-②

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
地域との情報共有の仕組みづくり	△□	○	◎	—	→
当事者への理解促進	◎	—	—	—	→
当事者団体等との協働活動	△□	○	◎	—	→

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム 社会福祉協議会における生活困窮者自立支援の取組

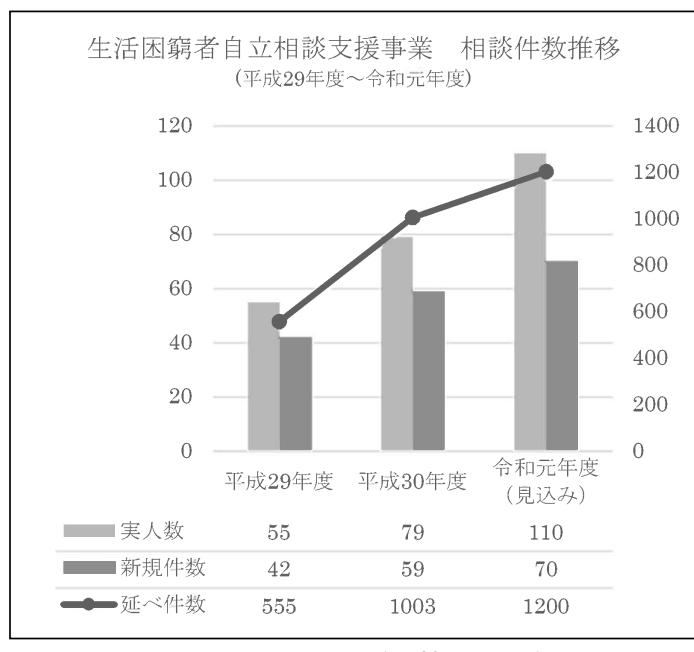
平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、雇用や地域、家族のかたちの変化に伴い、それまで十分ではなかった生活保護受給者以外の生活困窮者への支援(第2のセーフティネット)が強化されるようになりました。

当会では、平成29年4月、市から事業の一部を受託し相談支援員を配置しています。相談件数は年々増加傾向にあり、特に30~50代の稼働年齢世代が多く見られます。内容は、家計管理、多重債務、精神疾患、障害、就職、DV、ひきこもり、ホームレス、児童・高齢者虐待など多岐に渡ります。一人の方が複合的な課題を抱えていることが多く、市・関係機関と連携しながら長期的に支援に取り組む必要があります。

特に社協の特性を活かし、生活福祉資金貸付制度や日常生活自立支援事業など他事業と連携協働することで、本人の状況に応じた対応を行っています。また、フードドライブ(食糧支援)の活動を通じ、住民のみなさんに現状を知っていただき協力を得る取組を進めています。



フードドライブで集まった食品



基本施策 2 健やかな暮らしを支える仕組みづくり

①仲間づくり・生きがいづくりの支援

- 加東シニアクラブ連合会等と協働し、高齢者が有する経験や知識、技能を発揮できる場や、趣味や興味に応じた生きがい活動に取り組める機会を増やします。
- 役割を持ち生きがいにつながるようボランティア活動や地域の取組について周知・啓発を行います。
- 誰でも気軽に参加することができるつどいの場やイベント等について、積極的に情報提供します。

【年次計画】 基本施策 2-①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生きがい活動の支援	◎	■	■	■	■
高齢者へのボランティア活動等の周知・啓発	◎	■	■	■	■

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム ボランティア活動をとおし、いきいきと ～手づくりボランティアかえで～

手づくりボランティアかえでは、平成元年に手芸が得意な女性が集まりできたグループです。メンバーの入れ替わりはありますが、30年以上継続した活動をされています。

社会福祉協議会が実施する給食サービスのお弁当袋や、車いすの保管用カバーなど依頼に応じて手づくり品を作成。長年続けられている活動の一つが、民生児童委員さんの協力を得て、ひとり暮らしの高齢者に手づくりプレゼントを贈る活動です。

高齢になったメンバーも多いですが、「自分たちにできることを」と、活動を続けられています。作業の合間にお茶を飲み、みんなで談笑される時間も楽しみの一つです。手づくりボランティアかえでは、地域に貢献しつつ、みんなが集い元気になれる場所となっています。



手づくりボランティアかえで

基本施策3　日常生活の充実

①住民参画の在宅福祉サービス事業の推進

- 市・関係機関や民生委員・児童委員等とのネットワークにより、高齢者等の生活状況とニーズ把握に努めます。
- 地域コミュニティにおいて、住民相互で支え合いができる仕組みを地域と一緒に考えます。
- ちょっとした困りごとや簡単な生活支援を、依頼会員と協力会員が一緒に行う有償の助け合い活動である介護ファミリーサポート事業を推進します。

②移動・外出支援の確保

- 身体的理由等により外出が困難な在宅の高齢者、障害者等に対し、通院の支援を行う移送サービスを見直します。
- 社会福祉法人連絡協議会等と協働し、新たな外出支援の方法を協議します。

【年次計画】 基本施策3-①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生活状況・ニーズ把握	◎	—————	—————	—————	—————→
支え合い活動の開発推進	△	□○	◎	—————	—————→

【年次計画】 基本施策3-②

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
移送サービスの見直し	△□	○◎	—————	—————	—————→
新たな外出支援の協議	◎	—————	—————	—————	—————→

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

**コラム 「住み慣れた家で、地域で安心して暮らす」仕組み
～介護ファミリーサポート事業～**

介護ファミリーサポート事業は、援助して欲しい高齢者（依頼会員）と援助活動をしたい人（協力会員）を結び、簡単な家事のお手伝い、買い物、外出時の付添い等を行う有償の福祉活動です。

「長年使ってきた体のあちこちが痛くて、重い掃除機を持って掃除することが大変で…」と相談が入ります。協力会員に依頼し、お掃除の援助をします。自分でできることはしていただき、できないことを手助けします。

「来ていただくのが毎回待ち遠しい。お掃除だけじゃなく、その間のお話が楽しいのよ」と話される方も。一方、協力会員さんからは「初めての訪問は不安やったけど、今では、私を待っていてくださる方がおられることが嬉しい」と。

「お互い様」の支え合いには、心がかよい合う安心感があります。



介護ファミリーサポート事業



ボランティアによる移送サービス



給食サービス 調理ボランティア



歳末たすけあい お節料理配達事業

|| 基本目標3 「自立」「参加」を支え、後押しする仕組みづくり

基本施策1 福祉を担う人材の育成・支援

①ボランティアの育成と活動のきっかけづくり

- 趣味や特技を活かせる活動をしたい人のニーズを反映した講座を企画します。
- 若年層や高齢者、男性などを対象とした講座を企画し参加促進を図ります。
- 行事のボランティアなど単発で気軽に参加できる機会や、ボランティア体験の場を提供し活動のきっかけづくりに努めます。

②ボランティアセンターの充実

- ボランティア登録の仕組みを見直すと共に、ホームページなどを有効に活用し多様な情報発信に取り組み、コーディネート機能を強化します。
- ボランティアグループが自発的に行う学習会や、新規メンバー募集を目的とする講座の開催を支援します。
- ボランティアセンターに登録するグループの交流会を行い、情報交換と意識向上の場づくりを行います。

③学校・企業への参加促進

- 青少年がボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、(仮称) 学生ボランティアセンターを設置します。
- 福祉まつりや共同募金（募金百貨店、募金型自販機の設置等）などのツールを活用し、企業へボランティア活動や福祉活動への参画を働きかけます。

④福祉学習の推進

- (仮称) 学生ボランティアセンターを通し、学校での福祉学習をきっかけに継続したボランティア活動につながる仕組みをつくります。
- 小地域福祉活動の活用や、市関係課が実施する人権学習、社会教育等と協働し大人（地域、企業等）を対象とした福祉学習の機会をつくります。
- 市と協働で認知症サポーター養成講座などを開催し、住民の認知症に対する正しい理解の促進と、支援者を増やします。

【年次計画】 基本施策 1—①②③④ (ボランティアセンターの充実)

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ボランティア養成講座	◎				→
コーディネート機能の強化	◎				→
ボランティアグループ活動支援	◎				→
ボランティア交流会	◎				→
(仮称)学生ボランティアセンター設置	△□	○	◎		→
福祉学習の推進強化	◎				→
市・関係団体との協働	◎				→

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム 地域のみんなでつくり上げた「ひとり歩き外出見守りウォーキング」

住民のみなさん、介護事業所、市、社会福祉協議会などが協働し、認知症サポーター養成の一環として認知症高齢者を地域で見守る「声かけ体験ウォーキング」を開催しました。

市内のある地区内をウォーキングルートとしてまさに地域を会場に、認知症の高齢者役スタッフも住民や市内介護事業所のケアマネジャーが担当しました。道端で困っている人に出会ったとき、実際に声を掛けるのには勇気がいります。参加者は、事前に認知症について学び、どんな声掛けをしたらよいかを体験しました。

最後に全員に振るまわれた豚汁の炊き出しでは、材料を地元の精肉店が提供、調理は地域団体やボランティアスタッフに協力していただきました。多方面の人たちと一緒に地域全体でイベントを作り上げることで、参加者だけでなくより幅広く大勢のみなさんに、認知症や福祉に対する理解を周知することができました。



ひとり歩き外出見守りウォーキング



中学校での福祉学習

基本施策2　自立・参加に向けた支援

①高齢者の社会参加の促進

- 加東シニアクラブ連合会と協働し、シニア世代の豊富な知識や経験を活かしたボランティア活動や地域活動への参加促進を図ります。
- 移動が困難な高齢者が外出や社会参加ができるよう、移動手段の確保など市や関係機関等と協議し整備を進めます。

②障害のある人の社会参加と理解促進

- 障害者福祉事業所等と協働し、障害のある人も地域の一員として地域活動や社会参加ができるよう努めます。
- 障害のある人と住民が、地域で共に活動する「当事者参加プログラム」(福祉学習)を開催し、障害のある人から学び共生の地域づくりに取り組みます。
- 社会的つながりが弱く孤立している人について、関係機関やセルフヘルプグループと連携し、社会とつながれるよう支援します。

【年次計画】 基本施策2-①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
シニアクラブとの協働	◎	—————→			

【年次計画】 基本施策2-②

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
障害者福祉事業所等との協働	◎	—————→			
当事者参加プログラムの推進	◎	—————→			
孤立している人への支援	○◎	—————→			

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム 高齢者が守る地域の安心安全 ~上中子ども見守り隊~

平成17年頃、全国各地で小学校低学年の子どもが交通事故や事件に巻き込まれるニュースが世間を騒がせていました。

それらを重く受け止めた上中地区では、「地域の安全は自分たちで守ろう」と防犯グループを立上げ、防犯活動や子どもの見守り活動を実施することになりました。平成18年3月から年間200日、児童の登下校に合わせて、交差点や見通しの悪い地点に立ち、安全確認と誘導をしています。

見守り隊のメンバーは高齢者が中心で、「この活動は社会に対する恩返し」「自分が元気で生活できるのは、子ども達と会えるから」と、日々子どもたちから元気をもらい活動されています。会社などを退職し日中地域で過ごす時間が多くなつた人たちが、地域の安心安全をしっかりと守られています。



地区の高齢者が活躍 ~上中子ども見守り隊~



**手をつなぐ育成会
~神戸ルミナリエに参加~**



**障害者のみなさんが参加
~ふれあいパラリンピック~**

|| 基本目標 4 「包括的」な相談・支援体制づくり

基本施策 1 総合相談体制の確立

① 身近に相談できる仕組みづくり

- 心配ごと相談（総合相談）が効果的に利用されるよう、相談内容や運営形態などについて見直します。
- 各種事業を通してニーズ把握をし、社協組織内において総合相談機能の仕組みを充実させます。【地域包括支援センターブランチ事業（高齢者の相談）、日常生活自立支援事業（権利擁護）、生活困窮者自立支援事業、介護ファミリーサポート（高齢者の生活支援）、ケアマネジャー（介護支援専門員）、デイサービスなど】
- 地域のサロンや店舗など人が集まる場を活用し、日常会話の中から支援が必要な人を把握する仕組みづくりと、福祉的視点を持った人の育成に取り組みます。
- 介護や子育て経験者、障害当事者など、本人の経験をもとに相談助言ができる人材の発掘とピアサポートの体制づくりをします。

② 権利擁護事業の推進

- 複合的な生活課題を持つ人を包括的に支援するため、日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業、相談事業などの連携を強化するよう社協内の組織体制を整備します。
- 「その人らしく生きる」ことへの支援とそれを支える地域づくりのために、権利擁護に関する啓発活動や学習会などを行い理解促進に努めます。

③ 関係機関・地域資源とのネットワークづくり

- 市・関係機関と日常的に連携を図り、支援が必要な人の情報共有を図ります。
- 社会福祉法人が持つ専門性や活動の場が提供できるよう社会福祉法人連絡協議会と協働します。

【年次計画】 基本施策 1－①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
相談事業の見直し	◎	—	—	—	—
総合相談機能の充実	□○	◎	—	—	—
地域との情報共有の仕組みづくり	△□	○	◎	—	—
当事者による相互支援(人材発掘と体制づくり)		△	□	○	◎

【年次計画】 基本施策 1－②

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
組織内の体制整備	□	○	◎	—	—
権利擁護に関する学習会等の開催	○	◎	—	—	—
市・関係機関との連携	◎	—	—	—	—

【進捗管理表】 基本施策 1－③

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市・関係機関との情報共有	◎	—	—	—	—
社会福祉法人連絡協議会との協働	◎	—	—	—	—

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム 社会福祉協議会の権利擁護事業と今後

認知症などで物忘れが進んだ方や、知的障害や精神障害がある方は、生活の中でいろいろなことを判断したり、ひとりで生活することが難しい場合があります。また、「好きな服を着る」「好きな物を食べる」などの「あたりまえ」と思われることが、あたりまえにできなくなることがあります。権利擁護は、そのようにお困りの方の意思決定支援と、時には権利が侵害されている状況に対応し権利を護ることです。

社会福祉協議会では、主に日常生活自立支援事業を通して、利用者の生活状況を見守り、権利擁護支援を行っています。しかし、これだけでは十分とは言えません。潜在的なニーズの把握、成年後見制度の活用、相談体制の強化（総合相談への位置づけ）、福祉・医療と法律分野（弁護士、司法書士）とのネットワーク形成など支援体制づくりの課題がたくさんあります。今後、権利擁護支援体制をどのように構築するかであり、体制整備に向けた社会福祉協議会内の組織体制の検討や、市との協議をすすめています。

コラム

社会福祉法人施設の地域参加～ほっとかへんネットかとう～

平成 29 年 4 月に社会福祉法が改正され、すべての社会福祉法人に「地域における公益的な取組み」が義務化されました。施設の開放や専門性の活用等、持てる資源を生かした様々な地域公益活動を社会福祉法人が率先して取組み、地域社会に貢献することが求められています。

これを受け、加東市では平成 30 年 4 月に市内の社会福祉法人 15 団体（現 16 団体）が主旨に賛同し「加東市社会福祉法人連絡会（ほっとかへんネットかとう）」が設立されました。構成は、こども園などの児童福祉施設 10 団体、高齢者施設 3 団体、障害者施設 1 団体、救護施設 1 団体、社協 1 団体となっています。

令和元年度のほっとかへんネットかとうの活動では、共通する課題として各法人の災害時の避難マニュアルづくりに取り組んでいます。また、かとう福祉まつりにも参加し、活動を P R しました。社会福祉法人も地域の一員として、専門性や機能を生かし安心して住みよい地域づくりに参加協力しています。



**専門性を活かして地域に貢献
～ほっとかへんネットかとう～**

基本施策2 情報提供の強化

①多様な情報提供（必要な人に必要な情報が届く仕組みづくり）

- SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）や、かとうケーブルテレビなどを活用し情報提供の方法を増やします。
- 地域に出向きサロンなど的人が集う場を活用しニーズ把握と情報提供に努めます。
- 各世代に応じたPR方法により、社協の事業や活動を周知し認知度を高めます。

【年次計画】 基本施策1-③

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
多様な情報活動	◎	█	█	█	█
出前型の情報提供とニーズ把握	◎	█	█	█	█

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

写真 (未)

サロンの場を活用した情報活動



計画の推進

|| 1 推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

その前提として、本計画に対する十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報やホームページなど多様なPR媒体を活用し、さまざまな機会を通じて本計画を周知していきます。

(2) 市民・事業者との協働による推進体制の整備

全ての市民が住み慣れた地域の中で、生きがいと安心を感じながら、共に支えあうことができる地域福祉の実現を目指すためにも、地域全体で包括的に地域活動を推進していく必要があります。よって、市民や地域団体が、それぞれの主体に応じた活発な活動ができるように、事業者などと連携し、それぞれの特徴（良さ）が生かされるように調整を図りながら「協働」による計画を推進していきます。

(3) 市・社会福祉協議会の連動による推進体制の整備

市と加東市社会福祉協議会が緊密に連携・協働して、本計画の事業の推進及び進捗管理を行います。

また、地域福祉の推進には、福祉分野だけに限らず、医療、産業、労働、教育、防災、交通、まちづくり等生活の基盤となるさまざまな分野との連携が重要になります。

そのため、計画の推進については、府内に進捗管理を行う体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。

|| 2 進捗管理・評価

計画に基づく施策を推進するため、庁内に進捗管理を行う体制の整備を行うとともに、今回の計画策定に深く関わっていただいた「加東市地域福祉計画・加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画策定委員会」を母体にした「加東市地域福祉計画・加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画推進会議」を設置し、進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



用語説明

あ 行	
移送サービス	福祉有償運送、運転ボランティア、通院介助サービス、福祉車両貸出など、自力での移動が困難な高齢者や障害者（児）などに対して行う輸送・運搬サービスのこと。
N P O (Nonprofit Organization)	民間非営利団体などと訳され、非営利（利潤追求や利益配分を行わない）で、自主的に公共的な活動を行う民間（政府機関の一部でもない）の組織、団体。
か 行	
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支えあい体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。
介護ファミリーサポート事業	援助をしてほしい高齢者（依頼会員）と援助活動をしたい方（協力会員）を結び、話し相手や家の中の整理、簡単な家事、買い物などの外出時の付き添いを手伝いする事業。
核家族世帯	世帯構造の分類のひとつであり、1. 夫婦のみの世帯（世帯主とその配偶者のみで構成する世帯）、2. 夫婦と未婚の子のみの世帯（夫婦と未婚の子のみで構成する世帯）、3. ひとり親と未婚の子のみの世帯（父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯）の3つをいう。
協働	共通の目的のために、お互いに認め合いながら協力して働くこと。
共同募金（募金百貨店、募金型自動販売機）	”寄付つき商品・企画”を販売し、売上の一部を赤い羽根共同募金に寄付することにより、企業側の地域貢献活動となるだけでなく、商品を購入された方にとっても、日常の消費活動が地域支援につながる新しい寄付のカタチ。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要支援または要介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるようにするために、ケアプラン（居宅サービス計画、施設サービス計画）の作成や相談支援業務を行う専門職。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。
合計特殊出生率	その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生の中に生むとしたときの子どもの数に相当する。

高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。
コミュニティ・カフェ	長寿社会文化協会(WAC)が、「地域のたまり場や居場所」を「コミュニティ・カフェ」と定義。NGOを中心にフェアトレード食材を使う「スローカフェ」や、食を核にした地域支援「コミュニティ・レストラン」など、様々な形態が生まれている。
さ 行	
災害ボランティアセンター	災害ボランティアセンターとは、主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。
サロン	高齢者や障害のある人、子育て家庭などが地域の中で孤立した生活を送ることがないよう、地域の身近な場所で、いつでも誰でも気軽に集え、出会いや仲間づくり、交流、情報交換などの場づくりを図る活動
自主防災組織	災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織
自治会	近隣、集落程度の範囲で、相互扶助や暮らしやすい地域をつくっていくため、人のつながりを基にした自主的な組織
市民活動団体	市民（住民）一人ひとりの自発的な意志にもとづき、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動等に携わるグループや団体
社会福祉	国民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として行われる社会的な方策又は行動体系。
小地域福祉活動	住民同士の交流の場づくり（ふれあい・いきいきサロン）、見守り・支援活動など、住民相互の支え合い活動のこと。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人
生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援法の施行を受け、平成27年度から始まった制度です。社会情勢が変化する中で、これまで支援が十分ではなかった生活保護受給者以外で生活に困窮されている方への支援（第2のセーフティネット）を強化する趣旨のもの。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活介護・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす専門職。
生活習慣病	生活習慣病とは、糖尿病や脂質異常症、高血圧、高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。

セーフティネット	病気・事故や失業などで困窮した場合に、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する制度のこと。同条第2項には、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあり、具体的には、健康保険、年金、失業保険、生活保護などの社会保障制度を指す。
生活福祉資金貸付制度	低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯などで生活に一時的に困窮している世帯に対し、その必要な費用の一部を貸し付けるとともに、民生委員や社会福祉協議会による相談支援を行うことによって、社会参加の促進を図る制度。
成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。
セルフヘルプグループ	自助グループとは、アルコールの問題や病的賭博、摂食障害、ひきこもりの問題などの同じ問題を抱えた人たちが発的に、当事者の意志でつながり、結びついた集団のこという。

た 行	
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。
地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。
地域住民	地域住民、地域福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者。
地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題。
地域福祉	誰もが住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らし続けられるよう、地域住民、ボランティアグループなど多様な主体が参画・協働し、地域の様々な資源を発見・活用し、必要に応じて開発・支援しながら地域の生活・福祉課題の解決に取り組む活動。
地域包括ケアシステム	支援が必要な高齢者等に対し、生活上の安全・安心・健康を確保するために、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが適切に提供できるような地域での体制。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように心身の健康維持や生活の安定、保健、福祉、医療の向上、虐待防止など様々な課題解決に向けた取組を関係機関と共に支援を行う機関。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者（事実婚及び元配偶者を含む）からの暴力。ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。DVを防ぐために「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、平成20年1月1日に施行された。この法律は、今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るために、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的としている。

な 行	
ニーズ	必要、要求などと訳され、人間が生きていく上で基本的に必要となる条件を指す。福祉分野においては、支援者の生活全般の解決すべき課題のことをニーズという。つまり、それが解決できれば、希望とする生活や活動が可能になるという課題のこと。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。
認知症	いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）、精神症状・行動障害（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。
は 行	
ハザードマップ	一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図」
発達障害	発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。
パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続き。行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。
バリアフリー	障害者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。
ピアサポート	同じ問題や環境を経験する人が、対等な関係性の仲間（ピア）を支え合うこと。

ひきこもり	「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(厚生労働省、平成22年5月19日公表)で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」
避難行動要支援者	平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者ことをいう。
フードドライブ	家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、福祉事務所など関係機関への橋渡しなど必要な支援活動を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等も行っている。
や 行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、すべての人に利用やすいやうに考えられたデザインのこと。
要配慮者	平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者ことをいう。
要約筆記	聴覚に障害のある人等のために、会議や講演会等で話されている内容の要点をまとめて、紙に書いたり、パソコンで打ち出すなどし、文字で情報を伝えること。